

青森県報

号外第六十八号

平成十八年
七月十二日
(水曜日)

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百条の十四」を「第百条の十二」に、

「第五目 国外事務所(第百条の十五・第百条の十六)」を

「第五目 美術館(第百条の十三・第百条の十四) に改める。

第六目 国外事務所(第百条の十五・第百条の十六)」

第十三条の三の観光企画課の項の第九号を同項の第十一号とし、同項の第八号中

「水族館」を「美術館及び水族館」に改め、同号を同項の第十号とし、同項の第七号

の次に次の二号を加える。

八 美術資料取得等基金に関すること。

九 青森県総合運動公園(運動施設区域を除く。)の管理に関すること。

第十六条の都市計画課の項の第十号中「こと」の下に「(観光企画課の分掌に係る

事務を除く。)」を加える。

第二十八条第三項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号と

し、第四号の次に次の一号を加える。

五 美術館

第三章第二節第三款の二第五目を同款第六目とする。

第百条の十二の次に次の目名を付する。

第五目 美術館

第百条の十三及び第百条の十四を次のように改める。

目 次

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一

青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………(同) ……二

青森県立美術館規則……………(県立美術館開館準備室) ……三

青森県財務規則の一部を改正する規則……………(経理課) ……三

訓 令

県立美術館開館準備室設置規程を廃止する訓令……………(人事課) ……四

青森県事務専決決規程の一部を改正する訓令……………(同) ……四

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令……………(総務学事課) ……五

告 示

青森県立美術館の食堂施設及び売店施設の使用料の額……………(県立美術館開館準備室) ……六

人事委員会

人事委員会規則七 三八(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則……………(職員課) ……六

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則……………(同) ……六

(所掌事務)

第百条の十三 美術館は、次の事務を所掌する。

- 一 美術品その他の芸術に関する資料（以下「美術品等」という。）の収集、保管及び展示に関すること。
 - 二 美術品等の利用に関し必要な説明、助言及び指導に関すること。
 - 三 美術品等に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
 - 四 美術品等に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等の作成及び配布に関すること。
 - 五 美術その他の芸術に関する講演会、講習会、映写会、研究会、公演会等の開催に関すること。
 - 六 美術その他の芸術に関する情報の収集及び提供に関すること。
 - 七 美術その他の芸術に関する創作活動の場の提供に関すること。
 - 八 その他県民の芸術に関する活動への参画の支援に関すること。
- 2 前項に規定する事務のほか、美術館は、青森県総合運動公園（運動施設区域を除く。）の管理に関する事務を所掌する。

第百条の十四 美術館の名称及び位置は、青森県立美術館条例（平成十七年十月青森県条例第六十九号）の定めるところにより、次のとおりである。

名 称	位置
青森県立美術館	青森市

第二百四十条第一項中「各出先機関」を「青森県立美術館の項に規定する職（事務局長及び次長を除く。）及び各出先機関」に、「職及び」を「職並びに」に改める。
別表第三青森県立障害者職業訓練校の項の次に次のように加える。

青森県立美術館	事務局長、次長、総括学芸主幹、学芸主幹、学芸主査、学芸員
---------	------------------------------

別表第四第一号の表中、「学院」を「事務局、学院」に改め、別表第四第三号の表生涯職業能力開発推進監の項の次に次のように加える。

総括学芸主幹	美術品等の収集、保管、展示及び調査研究その他県民の芸術に関する活動への参画の支援に関する特に命ぜられた重要な専門的事項を掌理する。
--------	---

学芸主幹	美術品等の収集、保管、展示及び調査研究その他県民の芸術に関する活動への参画の支援に関する特に命ぜられた専門的事項を掌理する。
------	--

学芸主査	美術品等の収集、保管、展示及び調査研究その他県民の芸術に関する活動への参画の支援に関する高度な専門的事項を処理する。
------	--

学芸員	美術品等の収集、保管、展示及び調査研究その他県民の芸術に関する活動への参画の支援に関する専門的事項を処理する。
-----	---

附 則

この規則は、平成十八年七月十三日から施行する。

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十一号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則（昭和三十六年九月青森県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

（青森県立美術館事務局長への委任）

第十二条の二 青森県立美術館事務局長に、次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

一 青森県立美術館条例（平成十七年十月青森県条例第六十九号）の施行に関する次のこと。

イ 第三条の規定による使用の承認に関すること。

ロ 第四条第一項の規定による使用料の徴収及び同条第二項の規定による使用料の減免に関すること。

ハ 第五条の規定による使用の制限等に関すること。

二 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の施行に関する次のこと（青森県総合運動公園（運動施設区域を除く。）に係るものに限る。）。

イ 第六条第一項の規定による都市公園の占用の許可及び同条第三項の規定による許可事項の変更の許可に関すること。

ロ 第九条の規定による都市公園の占用に係る協議に関すること。

ハ 第十条第二項の規定による必要な指示に関すること（第五条第一項の規定による許可に係るものを除く。）。

三 青森県都市公園条例（昭和五十三年三月青森県条例第四号）の施行に関する次のこと（青森県総合運動公園（運動施設区域を除く。）に係るものに限る。）。

イ 第五条第一項の規定による行為の許可に関すること。

ロ 第七条の規定による許可の取消し等の監督処分に関すること。

ハ 第十六条第一項の規定による使用料の徴収、同条第二項の規定による使用料の減免及び同条第三項の規定による使用料の還付に関すること。

第十八条第七項第一号中「（昭和三十一年法律第七十九号）」を削り、同項第二号中「（昭和五十三年三月青森県条例第四号）」を削る。

附 則

この規則は、平成十八年七月十三日から施行する。

青森県立美術館規則をここに公布する。

平成十八年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十二号

青森県立美術館規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県立美術館条例（平成十七年十月青森県条例第六十九号。以下「条例」という。）第六条の規定に基づき、青森県立美術館（以下「美術館」という。）の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第二条 美術館の開館時間は、午前九時三十分から午後五時まで（六月一日から九月三十日までの期間にあっては、午前九時から午後六時まで）とする。

2 美術館の事務局長（以下「事務局長」という。）は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日等)

第三条 美術館の休館日は、次のとおりとする。

- 一 毎月第二月曜日及び第四月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日当たるときは、その翌日）
- 二 十二月二十七日から同月三十一日までの日

2 事務局長は、必要があると認めるときは、前項の休館日に開館し、又は同項の休館日以外の日に休館することができる。

(使用の承認の手續)

第四条 条例第三条の規定による使用の承認（以下「使用の承認」という。）を受けようとする者は、使用申込書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、使用の承認をしたときは、当該使用の承認を受けた者に使用承認書を交付するものとする。

(使用料の免除の申請)

第五条 条例第四条第二項の規定による使用料の免除を受けようとする者は、免除申請書を知事に提出しなければならない。

(使用の承認の取消し等)

第六条 事務局長は、美術館の施設を使用する者（以下「使用者」という。）が不正な手段により使用の承認を受けたと認めるときは、その使用の承認を取り消し、又はその使用を制限することができる。

(原状回復等)

第七条 使用者は、故意又は重大な過失により美術館の施設、設備、美術品その他の芸術に関する資料等をき損し、又は汚損したときは、原状に復し、又は現品若しくはそれに相当する代価をもって弁償しなければならない。

附 則

この規則は、平成十八年七月十三日から施行する。

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十三号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第三項第二号中「駐留軍従業員等健康福祉センター」の下に「美術館」を加える。

別表第一中「青森県立障害者職業訓練校」を「青森県立障害者職業訓練校」に改める。
青森県立美術館

附則

この規則は、平成十八年七月十三日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第四十五号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

県立美術館開館準備室設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十八年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

県立美術館開館準備室設置規程を廃止する訓令

県立美術館開館準備室設置規程（平成十七年十一月青森県訓令甲第三十六号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成十八年七月十三日から施行する。
（青森県災害対策本部の班に関する規程の一部改正）

2 青森県災害対策本部の班に関する規程（昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中

新幹線交流推進班	新幹線交流推進課長
県立美術館開館準備班	県立美術館開館準備室長
新幹線交流推進班	新幹線交流推進課長

に改める。

第三条県立美術館開館準備班の項を削る。

青森県訓令甲第四十六号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「県立美術館開館準備室長補佐（以下「室長補佐」という。）」を削る。

第四条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第三項中「準備室長」を削る。

第九条第三項第三号中「準備室長又は」を削る。

第十条第八項中「（県立美術館開館準備室の分掌事務を除く。）」を削り、同条中第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一项を第十項とし、第十二項を第十一项とする。

第十条の三を削り、第十条の四を第十条の三とする。
第十一条第四項中「(県立美術館開館準備室にあつては、準備室長)」を削る。
別表第一観光企画課の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

<p>二 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)の施行に関する次のこと (青森県総合運動公園(運動施設区域を除く)に係るものに限る。)</p> <p>イ 第五条第一項の規定による公園施設の設置の許可に関すること。 ロ 第十三条の規定による原因者負担金の負担に関すること。 ハ 第二十六条第二項及び第四項の規定による措置命令に関すること。 ニ 第二十七条第一項及び第二項の規定による監督処分に関すること。 ホ 第二十七条第三項の規定による必要な措置の実施に関すること。 ヘ 第二十七条第六項の規定による工作物等の売却に関すること。</p>	<p>イ 第五条第一項の規定による公園施設の管理の許可に関すること。 ロ 第五条の二第一項の規定による兼用工作物の管理の方法についての協議に関すること。 ハ 第十二条の六の規定による兼用工作物の管理に要する費用の負担についての協議に関すること。 ニ 第十七条第一項の規定による都市公園台帳の作成及び保管に関すること。 ホ 第二十八条第二項の規定による損失の補償の協議に関すること。</p>
---	--

別表第一県立美術館開館準備室の項を削り、同表都市計画課の項の第三号中「準備室長及び室長補佐」を「観光局長及び観光企画課長」に改める。
別表第二の二及び別表第四の二中

青森県立八戸工科学院副
学院長
を
青森県立八戸工科学院の
庶務担当の内部組織の長

青森県立八戸工科学院副
学院長
に改める。
青森県立八戸工科学院の
庶務担当の内部組織の長
青森県立美術館次長
当の内部組織の長
の
庶務担当

附 則
この訓令は、平成十八年七月十三日から施行する。

青森県訓令甲第四十七号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県文書取扱規程(昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「(県立美術館開館準備室にあつては、室長補佐)」を削る。
第二十二條第一項の表第一号ア中(中)を削り、(ウ)を(中)とし、同号イ中「(ウ)」を「(中)」に改める。

別表第一の2の表中

「県立美術館開館準備室長印」24」を削る。

別表第二中

新幹線交流推進課	青 新 推
県立美術館開館準備室	青 美 準

を

新幹線交付金推進課 新 推 に改める。

別表第三青森県立障害者職業訓練校の項の次に次のように加える。

訓練施設

別表第四の三年保存の項第二号及び第三号を次のように改める。

二 旅行命令簿及び時間外勤務等命令票

三 職務に専念する義務の免除願簿

附則

この訓令は、平成十八年七月十三日から施行する。ただし、別表第四の改正規定は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第五百二十二号

青森県立美術館条例（平成十七年十月青森県条例第六十九号）別表第四号の規定により、青森県立美術館の食堂施設及び売店施設の使用料の額を次のとおり定める。

平成十八年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	金 額（一年につき）
食堂施設	八十三万四千八百円
売店施設	六十六万五千六百円

備考 使用期間が一年に満たないとき、又は使用期間に一年に満たない端数があるときは、その全期間又は端数部分について日割で計算する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則七 三八（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月十二日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 三八（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 三八（給料表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 美術館

附則

この規則は、平成十八年七月十三日から施行する。

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月十二日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中

「観光局長 県立美術館開館準備室長」を

「観光局長 中央病院事務局長」に、

「中央病院事務局長」を

「中央病院事務局長

美術館事務局長」に、

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭